

地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保証を求める意見書

地方財政はここ数年、各自治体における様々な創意工夫と努力によって、マクロベースでは黒字基調を保っているものの、巨額の累積債務の存在など引き続き厳しい状況にあることには変わりがない。東日本大震災において顕著となったように、今自治体には、文字どおりのセーフティネットとして、住民に安心・安全な公共サービスを安定的に供給できる力を常備しておくことが問われている。

しかし、政府は平成 25 年度予算編成に当たり、地方交付税を削減し、その削減分を防災・減災事業に充てる方針を打ち出した。地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である」と平成 17 年 2 月 15 日の衆議院本会議において、当時の小泉純一郎内閣総理大臣が答弁されている。そして、地方交付税法では、「国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその用途を制限してはならない」と定められている。今回の国の対応は、国民生活のセーフティネットを脅かす部門にまで、地方自治体の裁量を認めない状況ともなりかねない。

よって、国におかれては、公共サービスに必要な財源確保のため地方交付税を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 25 日

日 田 市 議 会